

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

## 「こども手当」が満額もらえないなんて！

**Q** 6月9日の閣議後、長妻厚生労働大臣が記者会見で、「国の財政状況から、来年度以降、こども手当を満額しはらうのは難しい」と発言。そもそも、こども手当の支給により、扶養控除などの一部が廃止になったはずですが、満額もらえないことで、結局、以前に比べて手取り額は増えたのでしょうか？それとも減ったのでしょうか？

### 解説

#### 1. こども手当の内容

こどもの範囲：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（親の所得は関係なし）

支給額：平成22年4月～平成23年3月は、半額の13,000円（今年は、もともと半額）  
平成23年4月以後は、満額の26,000円

影響：児童手当の廃止、年少扶養親族（扶養親族のうち16歳未満の者）に係る所得税38万円、住民税33万円の扶養控除が廃止

#### 2. こども手当が、半額支給の場合と満額支給の場合との比較

前提...夫はサラリーマン、妻は専業主婦、こどもは小学生2人、夫の給与収入は500万円

	半額支給	満額支給
夫の給与収入	500万円	500万円
所得税の増税	4.6万円	4.6万円
住民税の増税	6.6万円	6.6万円
児童手当の廃止	12万円	12万円
手取り額減の計	23.2万円	23.2万円
こども手当支給額	31.2万円	62.4万円
差引手取り増加額	8万円	39.2万円



結局、半額支給でも手取り額は8万円の増加となる。

### 要するに...

こども手当が半額になっても、かろうじて手取り額は以前より増えている。ただし、財源確保のために別の形での増税が予想されるので注意！